

諮問番号 : 令和元年度諮問第2号(令和元年10月24日付け)

答申番号 : 令和元年度答申第2号

答 申

審査請求人〇〇〇〇(以下「請求人」という。)が平成30年12月26日付けで提起した生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第24条第9項において準用する同条第3項の規定による保護申請却下決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求は、請求人が、〇〇市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで行った本件処分の取消しを求めて提起したものであり、その理由とするところはおおむね次のとおりである。

- 1 布団にカビが生えたのだから取り換えてもらいたい。
- 2 ぜん息で救急車で病院へ行った私にカビの生えた布団を使わせるのは不適切である。
- 3 処分庁の職員に幾度となく布団にカビが生えていることを話したが、布団を確認しようとしなかった。口頭による申請は数十回と行っている。

第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

請求人が、平成〇〇年〇〇月〇〇日、使用中の布団にカビが生えたため新しい布団が必要であるとして行った、布団の支給を求める生活保護変更申請（以下「本件申請」という。）は、「生活保護法による保護の実施要領」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）で定められた布団の支給に係るいずれの要件にも該当しない。

第4 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年10月24日	諮問
令和元年12月5日	審議（第7回第1部会）
令和2年1月23日	審議（第8回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 関係法令の定め

- (1) 法による保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

また、生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われるものとされ、左に掲げる事項として、衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの及び移送が規定されている（法第12条）。

- (2) 生活保護の決定、実施等に関する事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項の規定により、市町村が同法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び局長通知等が定められている。

そして、次官通知及び局長通知には、それぞれ次のとおり定められている。

ア 次官通知

最低生活費を経常的最低生活費と臨時的最低生活費（一時扶助費）に分けた上で、後者の認定について、次のように定められている（次官通知第7の2）。

「2 臨時的最低生活費（一時扶助費）」

臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

- (1) 出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要
- (2) 日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要
- (3) 新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

イ 局長通知

被服費の支給について、次のように定められている（局長通知第7の2(5)ア）。

「ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であって、次官通知第7に定めるところによって判断したうえ、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があったものとして被服費を計上して差し支えないこと。

なお、(ア)から(ウ)までの場合においては、現物給付を原則とすること。

- (ア) 次のいずれかに該当する場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがいない場合
 - a 保護開始時
 - b 長期入院・入所後退院・退所した場合
 - c 犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合

表 略

- (イ) 略
- (ウ) 災害にあい、災害救助法第4条の救助が行われない場合において、

当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服をまかなうことができない場合

表 略

(エ)から(カ)まで 略

」

(布団類に関する記載がない部分は省略)

2 本件処分について

- (1) 布団類を含む被服費等の日常の諸経費は、上記1(2)アのとおり、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであり、一定の要件を満たす場合に限り、臨時的最低生活費（一時扶助費）として支給されるものである。

そして、次官通知（上記1(2)ア）及び局長通知で定められた布団の支給に係る要件（上記1(2)イ）の内容に、一見して不合理な点は見当たらない。

そこで、本件申請について、各要件への該当性を検討する。

ア 局長通知第7の2(5)ア(ア) a の要件

請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日の保護開始後、同年〇月に布団の支給を受けている。そうすると、本件申請に係る布団は保護開始時に支給されるものではないから、本件申請は、局長通知第7の2(5)ア(ア) a の要件を満たさない。

イ 局長通知第7の2(5)ア(ア) b の要件

請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間に長期入院・入所していたことがないから、本件申請は、局長通知第7の2(5)ア(ア) b の要件を満たさない。

ウ 局長通知第7の2(5)ア(ア) c の要件

請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日に転居しているが、その理由は、家賃滞納により従前住んでいた〇〇マンションから立退きを求められたため

あり、犯罪等により被害を受け、又は同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居したものではないから、本件申請は、局長通知第7の2(5)ア(ア) cの要件を満たさない。

エ 局長通知第7の2(5)ア(ウ)の要件

請求人は、カビが生えたから布団を取り替えてもらいたいとするものであり、災害により布団を失い、新たな布団を必要としているものではないから、本件申請は、局長通知第7の2(5)ア(ウ)の要件を満たさない。

オ 小括

以上のおり、本件申請は、布団の支給に係るいずれの要件にも該当しない。

(2) 請求人の主張について

ア ぜん息で救急車で病院へ行った私にカビの生えた布団を使わせるのは不適切であるとの主張

被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、計画的に順次更新していくものなのだから、請求人において、新しい布団の必要性とその費用を捻出するためのやりくりから生じる不都合を勘案して、新しい布団を購入するかどうか決めるものであると考えられる（次官通知第7の2）。

したがって、請求人の主張には理由がない。

イ 処分庁の職員に幾度となく布団にカビが生えていることを話したが、布団を確認しようとしなかった、口頭による申請は数十回と行っているとの主張

請求人は、確かに、平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇日までの間に少なくとも7回に渡り、処分庁の職員に対し、布団にカビが生えたことを話し、又は布団を支給してほしい旨を申し立てている。

しかし、そのような事実があったとしても、それにより本件申請が認め

られる要件に該当するものとなるわけではないから、請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 松井義孝、委員 池田紀子、委員 三谷晋